

平成 28 年度特定保健指導担当管理栄養士認定審査 募集要項

公益社団法人日本栄養士会では、有能な特定保健指導を担当する管理栄養士の育成を図るため、保健指導担当者研修（旧：保健指導実践者育成研修 ※平成 20 年度名称変更）を都道府県栄養士会とともに実施してきました。そして、この研修を修了した管理栄養士のうち、一定以上の資質と活動実績を備えた会員を「特定保健指導担当管理栄養士」として認定し、社会に対し保健指導を担当する管理栄養士の資質を担保するとともに、認定された会員の積極的な活用を社会に働き掛けることとしました。平成 28 年度の審査を下記のとおり行います。特定保健指導で活躍されている皆様はふるってご応募ください。

※平成 26 年度より、一部内容を変更いたしました。

1. 認定審査を受ける資格

以下に示す、①～③のすべての条件を満たした上で、特定保健指導に関する活動概要および事例報告（5 例）を提出した者。

- ① 管理栄養士
- ② 日本栄養士会生涯教育制度に参加し、自己研鑽をしている者
- ③ 日本栄養士会および各都道府県栄養士会において実施された保健指導担当者育成研修（旧：保健指導実践者育成研修 ※平成 20 年度より名称変更）を受講し修了した者。（他団体で実施された同様の研修は認めません。）

2. 審査および認定にかかる費用

審査料 日本栄養士会会員 5,000 円、非会員 10,000 円

（審査の申請時に所定の口座へ振り込む）

認定料 日本栄養士会会員 10,000 円、非会員 20,000 円

（合格通知後に所定の口座へ振り込む）

3. 審査の方法

書類審査により、特定保健指導に関する活動概要および事例報告の内容を審査する。

4. 合格の基準

- ① 活動概要より、特定保健指導を継続して実施していること。
- ② 事例報告より、特定保健指導を理解し適切な手法を用いて実施していること。
- ③ 事例報告より、結果の良し悪しにかかわらず事例についての評価考察が適切に出来ていること。
- ④ 虚偽の報告でないこと。

5. 審査の手続き

- （1）提出書類

- ① 「特定保健指導担当管理栄養士」認定申請書（様式1）
- ② 特定保健指導活動の概要書（様式2）
- ③ 事例報告書（様式3）
- ④ 同意書（様式4）
- ⑤ 審査料の振込証の写し（様式5）
- ⑥ 会員証の写し（様式5）（※日本栄養士会会員の場合）
- ⑦ 生涯教育キャリアシート（資料5）
- ⑧ 自己研鑽の記録（資料6）
- ⑨ 保健指導担当者研修修了証の写し（※日本栄養士会または各都道府県栄養士会主催のもの）
- ⑩ 管理栄養士免許証（登録証）の写し（A4判に縮小コピーすること）

（2）審査料の納入

下記口座に、審査料を振り込んでください。また、通信欄に申込者名および「特定保健指導審査料」と明記してください。

《郵便局窓口・ゆうちょ銀行ATMから送金される場合》

口座記号番号 00170-0-616171

加入者名 公益社団法人日本栄養士会研修部

《他銀行から送金される場合》

銀行名 ゆうちょ銀行／店番 019（ゼロイチキュウ）／預金種目 当座

口座番号 0616171

加入者名 公益社団法人日本栄養士会研修部

（3）受付期間

平成28年10月1日～平成28年10月31日（当日消印有効）

（4）提出方法

提出書類一式を日本郵便「レターパック」により下記へ提出してください。

〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCビル6F

日本栄養士会「特定保健指導担当管理栄養士」係

6. 書類の提出に関する注意事項

- ① 書類の提出は日本郵便「レターパック」を使用すること。品名欄に「審査書類在中」と記入してください。
- ② 日本郵便「レターパック」以外の提出方法では受け付けられません。
- ③ 審査料が振り込まれていても、書類が提出締切日（当日消印有効）までに届かなかった場合には受け付けられません。
- ④ 書類不備または消印が提出締切日を過ぎていた場合は、書類を返送します。この場合、払い込まれた審査料は手数料（1,000円）を差し引いて、後日返金します。

⑤ 書類の受付後、審査料の返金は一切いたしません。

7. 書類の記入に関する注意事項

- 必要な申請書類は、日本栄養士会ホームページにアクセスしダウンロードしてください。
- 書類作成は自筆（楷書体）またはパソコンで行ってください。
- 年月は和暦を使用してください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正し、訂正印を押してください。修正液等による修正は認められません。

（1）「特定保健指導担当管理栄養士」認定申請書（様式1）

すべての欄にもれなく記入・押印してください。（現在お勤めでない方は「勤務先名」「勤務先住所」欄は空欄でかまいません）

（2）特定保健指導活動の概要書（様式2）

- ① 特定保健指導の主な活動履歴を様式に従って記入してください。
- ② 活動期間は年月までご記入ください。

（3）事例報告書（様式3）

- ① 特定保健指導の事例報告は事例ごとに様式3-1～様式3-4に記載してください。（記入例参照。文字数が増えてページをまたがっても可。）
- ② 様式3-1の「1-③職業」の欄には、職業分類表（別紙参照）の左側に記載されている番号を記入してください。
- ③ 事例報告書に記載できる範囲は、特定保健指導（人間ドック含む）または特定保健指導関連のモデル事業とし、医療機関等における栄養食事指導は含みません。
- ④ 積極的支援の対象または動機づけ支援の対象となる事例に限ります。
- ⑤ 個別支援に関する事例報告の対象は、申請者本人が初回面接と終了時評価を実施した事例に限ります。
- ⑥ 必ず結果に対する考察を記載してください。
- ⑦ 好結果を得た事例だけでなく、結果が出ない困難事例も含めることができます。ただし、中断事例を報告する場合には、今後の保健指導において役立つ事例としてください。
- ⑧ 個人情報保護の観点から対象者個人の特定ができる情報（氏名、住所、所属など）を記載してはいけません。なお無断で報告を提出するないように、あらかじめ保健指導事業者に趣旨を説明して許可を得ておくようにしてください。

事例数について：

事例の数は積極的支援事例5例とし、動機づけ支援事例を報告する場合は、3例を積極的支援事例1例と読み替えることができます。（例えば、積極的支援4事例＋動機づけ支援3事例としても可）

(4) 同意書（様式4）

日本栄養士会では、管理栄養士による特定保健指導の実践事例を集積し、保健指導の効果の検証を行います。「報告資料の帰属についての同意書の提出について」をご一読いただき、申請時に同意書を添付してください。

(5) 審査料の振込証の写し（様式5）

所定の場所に添付してください。

(6) 「会員証の写し」（様式5）

日本栄養士会会員の場合、所定の場所に添付してください。

(7) 生涯教育キャリアシート（資料5）

参加した生涯教育研修会のキャリアシートを添付してください。

(8) 自己研鑽の記録（資料6）

自己研鑽の記録に必要事項を記載し、証憑を添付してください。

※証憑の例：学会参加（参加証のコピー）、学会・研究会での発表（抄録コピー）、講演会・研修会の講師（プログラム・委嘱状のコピー）、大学での非常勤講師（本務者は除く）（シラバスのコピー）、執筆・学術論文（コピー）

(9) 保健指導担当者研修修了証の写し

日本栄養士会または各都道府県栄養士会主催のものに限ります。他団体で実施された同様の研修は認めません。

(10) 管理栄養士免許証（登録証）の写し

管理栄養士免許証（登録証）は、A4判に縮小コピーし、添付してください。

8. 審査結果の発表

平成28年12月中旬予定

*審査結果はご自宅へ郵送で通知します。電話等による合否の問合せには応じません。

（なお、個人の合否判定内容については不合格者から開示請求があった場合、本人に対してのみ開示します。開示内容は合格基準および得点を文書により開示します。）

9. その他

(1) 認定手続きおよび認定証の交付

- ① 申請者全員に合否通知を発送します。
- ② 合格通知を受けた者は認定料を指定された期日までに振込んでください。期日までに振り込まれなかった場合、認定されないことがありますのでご注意ください。

- ③ 振込みを確認した者へ認定証を発行します。
- ④ 認定証を発行した者を特定保健指導担当管理栄養士として日本栄養士会のデータベースに登録します。

(2) 認定期間ならびに更新

① 認定期間

5年ごとの更新制度です。

② 更新に必要な要件は次のとおりです。

- 1) 認定後引き続き、生涯教育制度を受講し、認定管理栄養士を取得すること。
- 2) 日本栄養士会が主催する更新研修会を、更新までに1回以上受講すること。
- 3) 保健指導に関する5例以上の事例を報告すること。

③ 更新料

日本栄養士会会員 5,000円 非会員 10,000円

④ 受付期間

平成28年10月1日～平成28年10月31日（当日消印有効）

(3) 認定者のメリット

認定者は、次のような支援を享受できるよう計画しています。

- ① 認定者を保健指導事業者へ優先的に紹介。
- ② 認定者に対して認定証を発行。
- ③ 認定者の研修をバックアップするための研修プログラムの提案。
- ④ 認定制度の広報普及を図り、社会的認知を高める取り組み。
- ⑤ 認定者同士のコミュニケーション支援（情報誌発行などを支援）。
- ⑥ その他、認定者支援に関する組織的取り組み。

お問い合わせ先

日本栄養士会「特定保健指導担当管理栄養士」係

〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋MCVビル 6F

TEL 03-5425-6555 FAX 03-5425-6554

職業分類表

所得（賃金・給料、営業利益など）を伴う仕事についている方（内職、アルバイト、パートを含む）

番号	職業分類項目	仕事の種類
01	専門的・技術的職業従事者	研究者、技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床・衛生検査技師、歯科衛生士、栄養士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉専門職業者（保健士など）、法務家、文芸家、記者、編集者、美術家、写真家、デザイナー、イラストレーター、漫画家、音楽家、舞台芸術家、その他専門的・技術的職業従事者（個人教師、職業スポーツ従事者など）
02	管理的職業従事者	管理的公務員（議会議員、知事、市長など）、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員（工場長、支店長、駅長、会社課長）、その他の管理的職業従事者
03	事務従事者	一般事務従事者（総務事務員、受付・案内事務員、秘書など）、会社事務従事者、外勤事務従事者（集金人など）、運輸・通信事務従事者（速記者、タイピスト、キーパンチャー、電子計算機オペレーターなど）
04	販売従事者	商品販売従事者（小売店主、飲食店主、販売店員、商品仕入・販売外交員、商品仲介人など）、販売類似職業従事者（不動産仲介人、保険外交員、質屋店主・店員など）
05	サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者〔家政婦（夫）、家事手伝い、訪問介護員（ホームヘルパー）など〕、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、クリーニング職など）、飲食物調理従事者（旅行・観光案内人、物品一時預かり人など）
06	保安職業従事者	自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など
07	農業作業者	農耕、養蚕、養鶏、養蜂、養畜、植木職、造園師など
08	林業作業者	育林、伐木・造材、集材・運材、製炭・製薪など
09	漁業作業者	漁労作業、海草・貝採取、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士・水産養殖など
10	運輸・通信従事者	自動車運転者、鉄道・船舶・航空機運転事業者、その他の運輸従事者（車掌、鉄道輸送関連業務従事者、甲板員、船舶機関員、検車係など）、通信従事者（無線通信技術従事者、有線通信員、電話交換手、郵便・電報外務員など）
11	生産工程・労務作業者	製造作業者〔金属材料、化学製品、窯業製品、土医製品、食料品、飲料・たばこ、衣服・繊維製品、木・竹・草・つる製品、パルプ・紙・紙製品、ゴム・プラスチック製品、革・革製品、その他〕、組立・修理作業者〔一般機械器具、電気機械器具、輸送機械、計量計測器機・光学機械器具〕、金属加工作業者、金属溶接・溶断作業者、紡績作業者、印刷・製本作業者、ボイラーエンジニア、建設機械運営作業者、電気作業者、採掘作業者、とび職、鉄筋工、建設作業者、土木作業従事者、運搬労務作業者、その他の労務作業者（清掃員など）

上記の仕事されていない方

番号	職業分類項目	仕事の種類
12	家事従事者	一般家庭の主婦等日常家事に従事することを常態としている人
13	その他	（高齢・病気などで無職の人）